

秋田県教育職員特別免許状検定取扱要綱

(目的)

第1条 教育職員特別免許状（以下「特別免許状」という。）の授与に係る教育職員検定における合格者の決定、その他の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

(授与要件)

第2条 教育職員検定は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）第5条第2項から第4項の規定により、特別免許状の授与を受けようとする者（以下「受検者」という。）を教育職員に任命又は雇用しようとする者（以下「任命者等」という。）の推薦に基づき行われる。

特別免許状は、秋田県教育職員特別免許状審査会（以下「審査会」という。）の意見聴取を経て、秋田県教育委員会（以下「授与権者」という。）の行う教育職員検定に合格した場合に授与する。

(検定基準)

第3条 教育職員検定は、次の各号に定める事項について、当該基準に基づき行うものとする。

(1) 担当する教科に関する専門性等の検定

特別免許状は、普通免許状のように、大学等の教員養成に基づく所要単位の修得や学位を要しない一方、免許法の目的である教育職員の資質の保持と向上を確保することが必要であることから、担当する教科に関する専門性の検定は、授与権者が別に定める評価において、担当する教科についての優れた知識経験又は技能を有すると認められた場合又は相当な期間の実務経験に基づく高い専門性を有すると認められる場合に合格とする。この場合において、必要に応じて次に掲げる書類等を提出させる。

- ① 公的資格の証明書
- ② 各種競技会における受賞を証明するもの
- ③ 各種展覧会における受賞を証明するもの及び作品
- ④ 著作物
- ⑤ 経歴調書（担当する教科に関連する職歴について）
- ⑥ 実務証明書（担当する教科に係る実務について）
- ⑦ その他、取得しようとする特別免許状の教科に応じて適切な資料

(2) 教育職員としての適格性の検定

- ① 人物の検定は、人物に関する証明書（様式第5号）及び学校教育に関する小論文により行うものとし、授与権者が別に定める評価において、教育職員として標準以上の適格性を有すると認められた場合に合格とする。

授与権者が必要と認める場合は、面接等の方法を加える。

②身体の検定は、身体に関する証明書（様式第6号）により行うものとし、教育職員として支障のない健康状態であるとの医師の証明が得られた場合に合格とする。

（任命者等の推薦の妥当性）

第4条 任命者等の推薦は、申請者が担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有していること及び社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うために必要な熱意と識見を有していることについての意見が記載されていることとし、当該内容から申請者を任命又は雇用することが、学校教育の効果的な実施に必要であると認められる場合に有効なものとする。

授与権者が必要と認める場合は、申請免許教科の教員数及び週担任予定時間数を表す書類を加える。

（審査会の意見聴取）

第5条 審査会の意見聴取は、秋田県特別免許状審査会設置要綱の定めるところによるものとし、教育職員検定において、合否を決定する際の必須要件とする。

（申請の受付期間）

第6条 受験者は、特別免許状の申請を、毎年11月1日から翌年1月15日までの間に行わなければならない。ただし、授与権者が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。

（その他）

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、秋田県教育委員会教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年6月28日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成20年3月14日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成26年1月31日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和4年7月1日から施行する。